

2005年版

ご存じですか

くらしに 役立つ制度



くらしに困ったときの援助制度 2 ~ 10ページ

高齢者・障害者の福祉制度 11 ~ 15ページ

子どもと女性の福祉制度 16 ~ 19ページ

教育費の父母負担軽減 20 ~ 23ページ

府内の生活相談所 地方議員(一覧) 24ページ

日本共産党京都府委員会 TEL 075-211-5371

日本共産党京都府会議員団 TEL 075-414-5566

日本共産党京都市会議員団 TEL 075-222-3728

くらしに困ったときの援助制度

●国保税(料)の減免制度

国保税(料)の減免制度は、国が適用基準を決めて補助金も出している「法定減額」制度と、各市町村が条例などで対象者と減免割合を決める「申請減免」の二通りがあります。

1. 法定減額

厚生省は「この制度は申請にもとづくものでなく自治体が対象者を自動的に減額するもの」(2割減額は要申請)としています。しかし、申請しないと適用されない自治体もあるので、どんどん請求することが大切です。

「法定減額」は前年の所得が減額基準までの世帯について応益割(均等割、世帯平等割)の6割または7割、4割または5割、2割が減額されます。

減額基準 6割減額の対象...前年の所得が33万円以下の世帯

4割減額の対象...前年の所得が33万円に扶養家族1人につき24万5千円を加算した額以下の世帯

国保税(料)全体に占める応益割が45%以上55%未満の自治体では、2割減額(申請制)があり、「6割、4割」減額も、「7割、5割」に段階的に引き上げられています。

(京都市の場合)

平成16年中の所得が次の金額以下の方 $33万円 + (35万円 \times \text{被保険者数})$
保険料の均等割と平等割(介護分保険料を含む)の2割が減額されます。

2. 申請減免

具体的な適用基準は、各市町村が条例なり、首長の権限で決めています。減額でなく免除もあります。

●国保医療費(一部負担金)の減免制度

国民健康保険加入者が失職や収入減などで医療費(一部負担金)の支払いが困難になった場合に、減額・免除される制度。

この減免制度は国保法(第44条)で規定され、旧厚生省通知(1959年)では減免できる場合として、震災・風水害による死亡や事業の休廃止、失業等による収入の著しい減少などの適用基準を示しています。

しかし、府内では申請に訪れた住民にたいして、窓口で「そういう制度はない」などと対応する自治体があるなど問題となっていました。

すべての自治体で減免制度を実施させようとの運動がとりくまれ、まず八幡市で免除をかちとり、続いて舞鶴市で実施。京都府に対して、府内の自治体に制度実施を指導するよう求め、通知を出させてきました。その結果、昨年4月には、府内ほとんどの市で実施になりました。

今年4月1日から京田辺市でも実施されることになり、京都府内13市ですべて実施となりました。

町村では大山崎、久御山、木津、加茂、精華、岩滝の6町で実施されています。

(京都市の場合)

災害、廃休業その他特別の理由により所得が激減し、実収月額が 生活保護基準の120%以下 免除
生活保護基準の130%以下 減額

●生活福祉資金の貸付け

低所得世帯や高齢者世帯、障害者世帯に対し、必要な資金を貸し付けるとともに、民生委員による指導や援助をあわせ行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図る制度です。

更生資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養介護資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金があります。

生活福祉資金を借りたい人は、市町村社会福祉協議会に申し込みを。

●「くらしの資金」貸付制度

府内の自治体では、笠置町を除くすべての市町村で、無利子・無担保・無保証で小口の貸付を行う「くらしの資金」貸付制度が開設されています。

大半が夏季と年末のみの利用ですが、城陽市、八幡市、京丹後市、久御山町、宇治田原町、和束町、精華町、日吉町、瑞穂町、加悦町、岩滝町、野田川町の3市9町では年間を通して利用できます。

また、通常、貸付限度額は10万円ですが、京都市、福知山市、八幡市、加悦町、野田川町の3市2町では限度額を上乗せし、12万～20万円の貸付けを受けることができます。

「くらしの資金」貸付など、くらしに困ったときの相談窓口は

京都市	各福祉事務所福祉介護課
福知山市	社会福祉課/0773・24・7017
舞鶴市	舞鶴市社協/0773・62・7044
綾部市	福祉課/0773・42・3280
宇治市	宇治市社協/0774・22・5650
宮津市	社会福祉課/0772・22・2121(内線433)
亀岡市	社会福祉課/0771・25・5029
城陽市	福祉課/0774・56・4034
向日市	向日市社協/075・932・1961
長岡京市	長岡京市社協/075・955・5601
八幡市	福祉総務課/075・983・1111(代)
京田辺市	京田辺市社協/0774・62・2222
京丹後市	各市民局地域福祉課
大山崎町	大山崎町社協/075・957・4100
久御山町	社会福祉課/075・631・9902
井手町	福祉課/0774・82・2001(代)
宇治田原町	住民福祉課/0774・88・6634
山城町	保健福祉課/0774・86・6601
木津町	木津町社協/0774・72・5532
加茂町	保健福祉課/0774・76・3611(内線105)
笠置町	住民課/0743・95・2301(代)
和束町	福祉課/0774・78・3001(代)
精華町	福祉課/0774・95・1904
南山城村	保健福祉課/07439・3・0101(代)
美山町	美山町社協/0771・75・0020
園部町	健康学習課/0771・63・5073
八木町	しあわせ課/0771・42・2440
丹波町	丹波町社協/0771・82・0126
日吉町	日吉町社協/0771・72・0947
瑞穂町	瑞穂町社協/0771・86・1440
和知町	和知町社協/0771・84・1833
三和町	三和町社協/0773・58・3713
夜久野町	町民福祉課/0773・37・2002
大江町	大江町社協/0773・56・0224
加悦町	住民課/0772・43・1515
岩滝町	保健福祉課/0772・46・3001(代)
伊根町	伊根町社協/0772・32・0176
野田川町	福祉課/0772・44・2091



●生活保護制度

生活保護は、病気や事故、失業などにより収入が減少した場合や、医療費の支払いのため生活に困る人たちに対して、国が最低限度の生活を保障する制度です。

生活保護費は、厚生労働大臣が決めた基準額を、住んでいる地域や家族構成に応じて計算しますので、各世帯によって額はちがいます。

収入があっても、厚生労働大臣が決めた生活保護基準以下の収入であれば、だれでも受けることができます。計算した保護基準以下の世帯であれば、その差額が保護費として支給されます。

収入が基準をこえている場合でも、家族のだれかが病気になり、医療費を支払えば生活保護基準以下になる場合も生活保護が受けられます。

生活保護を受けたい人は、市の福祉事務所、町村に居住する場合はその町村役場、あるいは府保健所福祉室に相談してください。

生活保護には、生活扶助をはじめ8つの扶助があります。

扶助の種類	内 容
生活扶助	・ 1類 (飲食費、衣料費など)、2類 (光熱水費、日用品費など)、人工栄養費
教育扶助	・ 学用品、通学用品、給食費、学校が指定する教材、夏季施設参加費など、学級費、児童会費、生徒会費、PTA会費など
住宅扶助	・ 地代、家賃・間代、転居に伴う権利金、敷金、礼金、住宅維持補修費、更新料など ・ 住宅維持補修費には、畳、扉、ふすま、風呂、便所、窓、ガラス、建具、水道、配電設備などの住宅に必要なもの、雨漏りの修繕などの家屋の維持費用、シロアリの駆除、網戸の費用、雪囲い・雪下ろしの費用など
医療扶助	・ 診療や薬剤、治療材料、処置や治療、手術、入院、看護、移送に必要な費用
出産扶助	・ 分娩料、もく浴料、衛生材料費など
生業扶助	・ 生業を営むに必要な資金や器具、資材の購入費、就業支度金など
葬祭扶助	・ 葬式を行うときの死亡診断書や検案、遺体の移送、火葬や埋葬、納骨、その他、葬祭のために必要な費用
介護扶助	・ 65歳以上の利用料の1割、40歳以上64歳以下の利用料全額、介護施設入所者基本生活費、65歳以上で天引きのない人や無年金、老齢年金以外の人の介護保険料

保護を受ける世帯員の状況に応じて、各種の加算が支給されます。



● 小規模企業おうえん融資

融資対象となる方	京都府内に営業所又は事業所があり、原則として府内で1年以上継続して同一事業を行っている従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者の方 京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと。											
資金使途 融資期間等	運転資金5年以内、設備資金7年以内 原則として均等月賦返済、必要に応じ6カ月以内の据置可											
融資利率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">国の納税要件を満たす方(2)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売上減少していない方</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">売上減少している方(1)</td> <td style="text-align: center;">1.8%</td> <td style="text-align: center;">1.5%</td> </tr> </table> <p>(1)売上減少している方……最近3カ月間の売上げが前年同期に比べて減少している方 (2)国の納税要件を満たす方 次の～のいずれかについて、保証申込前1年間において納期が到来した税額があり、かつ、完納していることの証明書を提出される方 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税） 所得割（法人の場合は法人税割）のある府民税又は市町村民税 事業税</p>					国の納税要件を満たす方(2)	売上減少していない方	2.0%	1.8%	売上減少している方(1)	1.8%	1.5%
		国の納税要件を満たす方(2)										
売上減少していない方	2.0%	1.8%										
売上減少している方(1)	1.8%	1.5%										
融資限度額	1,250万円 500万円までは事業実績が1年未満（ただし6カ月以上）の場合でも可											
担保・保証人	保証協会の保証が必要 保証協会に対しては無担保・無保証人（法人代表者も連帯保証人として徴求しない）											
受付機関	京都府・京都市制度融資取扱金融機関 (京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、びわこ銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、U F J 銀行、商工中金)											

● 中小企業あんしん借換融資

融資対象となる方	京都府内の中小企業者であって、次の要件を満たす方 セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第3項各号）の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある方 京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと。		
資金使途	経営の安定に必要な資金（運転資金、設備資金） 京都府・京都市の制度融資の信用保証協会の保証付きの既往借入金の返済資金 民間金融機関の信用保証協会の保証付きの既往借入金の返済資金 ただし、金融安定化特別保証（いわゆる貸し渋り特別保証）付き既往借入金の借換えは除く。 新規資金		
融資期間等	8年以内＜原則として均等月賦返済、必要に応じ1年以内の据置可＞		
融資利率	年1.5%（固定金利） 小規模企業者＜従業員20人（商業・サービス業は5人）以下＞で、国の納税要件を満たさない方も無担保・無保証人で利用可（年1.8%）		
融資限度額	有担保で2億円 無担保で8,000万円（うち無担保・無保証人1,250万円） 一般保証とは別枠での利用が可能（ただし、保証協会の保証利用可能額（別枠）の範囲内）		
担保・保証人	保証協会の保証が必要		
受付機関	京都府・京都市制度融資取扱金融機関 (京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、びわこ銀行、福邦銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿産業信用組合、京滋信用組合、U F J 銀行、商工中金)		

● 府税の徴収猶予と減免

税金を納期限までに納められない一定の理由がある場合、災害を受けた場合などには、それぞれの事情によって徴収の猶予、税額の減免が認められることがあります。

1. 徴収の猶予

- (1) 本人の財産について災害又は盗難のあったとき
- (2) 本人や家族が病気や負傷をしたとき
- (3) 事業に大きな損失を受けたとき、廃業又は休業したときなど



2. 税額の減免(主なもの)

- (1) 個人事業税
 - (ア) 災害により事業用資産に被害を受けたとき
 - (イ) 生活保護を受けているとき
 - (ウ) 傷病などにより事業を休止したとき
- (2) 不動産取得税
 - (ア) 災害による代替不動産を災害があった日から3年以内（平成16年10月19日以前の災害については2年以内）に取得したとき
 - (イ) 取得した不動産が、その取得の日から3カ月以内に災害によって、消滅又は損壊した場合
 - (ウ) 学校法人等を設立しようとする者が法人設立前1年以内に一定の不動産を取得したとき
- (3) 自動車税
 - (ア) 災害により自動車が被害を受けたとき
 - (イ) 身体障害者などの場合
 - [ア] 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を交付され、障害の程度が一定の級以上の者（以下、身体障害者等という）が所有する自動車で専ら当該身体障害者等が運転するとき（運転免許取得のための練習をする場合を含む）又は専ら当該身体障害者等のために生計を一にする者が運転するとき
 - [イ] 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車で当該身体障害者等を常時介護する者が専ら身体障害者等のために運転するとき
 - [ウ] 構造上、身体障害者等の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるとき
- (4) 自動車取得税
 - (ア) 災害により被災した自動車で代わる自動車を災害があった日から6カ月以内に取得したとき
 - (イ) 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車
 - (ウ) 身体障害者などの場合
 - [ア] 身体障害者等が取得した自動車で専ら当該身体障害者等が運転するとき（運転免許取得のための練習をする場合を含む）又は専ら当該身体障害者等のために生計を一にする者が運転するとき
 - [イ] 身体障害者のみで構成される世帯の身体障害者等が取得した自動車で当該身体障害者等を常時介護する者が専ら当該身体障害者等のために運転するとき
 - [ウ] 構造上、身体障害者等の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるとき
 - [エ] 構造上、身体障害者等の利用に供するための自動車で身体障害者等以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるとき
 - [オ] 構造上、身体障害者等が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの

●雇用保険失業給付

雇用保険の被保険者が、定年、倒産、自己都合等により離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場合に、失業給付を受けることができます。

1. 失業給付を受けられる条件

- (1) 雇用保険の被保険者でなくなったこと。
- (2) 離職の日以前の1年間に、雇用保険の被保険者期間が6ヵ月以上あること。
- (3) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申し込みをしていること。

2. 失業給付を受ける手続き

- ・公共職業安定所（ハローワーク）が指定する日時に手続きにいき、失業の認定を受けると、支給されます。
- ・失業給付金は、認定を受けた日から数日後に、本人の指定する口座に振り込まれます。

3. 失業給付を受けることのできる期間は、離職の翌日から1年間

- ・受給期間1年のうち、病気、けが、出産、親族の介護などで働けない状態が30日以上続いた場合、受給期間（最長3年）の延長を申請することができます。

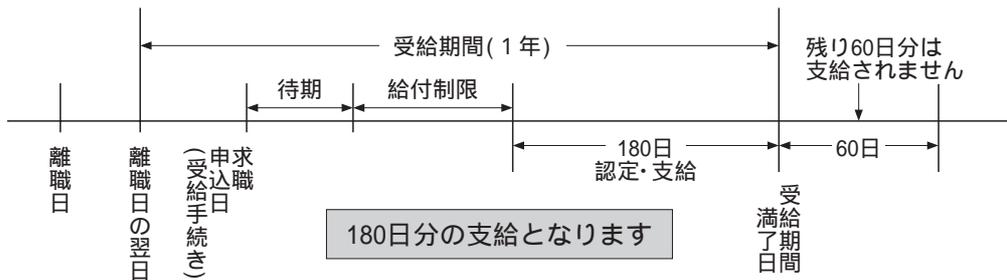
4. 給付額と給付日数

- ・失業給付の日額は、原則として、離職日の直前6ヵ月間の平均賃金に相当する額のおよそ5～8割。
- ・給付日数は、年齢と退職理由、雇用期間によって決まります。（90～180日間）
- ・倒産、解雇等により、再就職準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合は一部延長（90～360日）。

5. 待期と給付制限

- ・手続きした日から、失業の状態にある日が通算7日間経過しないと、失業給付は支給されません（待期）。
- ・自分の都合による退職などの場合は、その後さらに3ヵ月間、失業給付が支給されません（給付制限）。

例) 所定給付日数が240日の方で、給付制限を受ける場合



●健康保険の任意継続制度

退職などで健康保険の被保険者資格がなくなった人でも、資格を失う前に2ヵ月間以上被保険者であれば、本人の希望で任意継続被保険者になり、2年間、保険給付が受けられます。

保険料は全額自己負担ですが、毎月10日の納付期限までに保険料を納めないと翌日に資格を失います。

*手 続 き 資格をなくした日から20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を社会保険事務所へ申請します。

架空請求

用心!

携帯電話やインターネットの有料サイトを利用した覚えがないにもかかわらず、利用料請求のはがきやメールが送りつけられる「架空請求」が横行しています。苦情や相談を受けつけている京都府消費者生活科学センターと京都市市民生活センターは、「身に覚えのない請求には応じないように」と呼びかけています。

(上辻暁、西川政美記者)

有料サイト
利用料

債権譲渡



「架空請求」撃退マニュアル

- *利用していなければ払わない。絶対に自分から連絡しない。メールの場合も返信せず、開封通知も送らないようにする。
- *有料サイトを利用したことがあり、そのサイトからの請求であってもあらかじめ合意した内容の請求であるか確認する。具体的に請求の明細を知らせよう要求する。
- *督促やメールやはがきなど証拠は保管しておく。家族が代わって払わないように、自分には覚えがないことを伝えておく。
- *根拠のない悪質な取立てを受けたときや支払ってしまったときは、警察へ届け出る。
- *まれに架空の少額訴訟を起こす例もあるので、裁判所から正式な書類が届いた場合は、弁護士や京都府消費者生活科学センター、京都市市民生活センターに相談する。

京都府消費生活科学センター

専用相談電話

☎075・821・8822

「架空請求」被害の解決に取り組む糸瀬美保弁護士は、「ヤミ金規正法ができてから架空請求の苦情が急増しているの、ヤミ金業から移行してきた業者が多いのではと思います。被害にあわないためには絶対に電話をしないことです。電話すると新たな個人情報を知らせることになり被害を拡大します」と指摘しています。

身に覚えなければ払ってはダメ

請求書は「電子通信料」「有料情報利用料」などの名目で送りつけられ、差出人名は「〇〇債権管理回収事務局」など様々。「債権譲渡を受けた法務大臣の許可を得た債権回収業者」「法務省認可通告書」とあたかも法的強制力があるように見せかけているのが特徴です。

電話をさせるのが手口

文面は「未払いの場合には自宅や会社に取り立てに行く」「連絡なければ裁判所へ訴訟する」などの脅し文句が連ねられ、また「債権譲渡を受けたので連絡をするように」と過去の借金が残っているかのよう装ったものもあります。

昨年の被害7800万円

いつもの。電話を入れたがために、電話番号や職業、口座番号などの情報が相手に知られてしま、何度も支払いを迫られるというケースもあります。

別の業者からも催促がくる
実際に有料サイトを利用したことのある場合では、契約内容や利用明細を確認していないと不当な金額を請求されるケースがあります。

「サイト利用料の未納分がある。期限までに払わなければ会社まで行く」と脅され、来られては困ると思い、本当に利用したものかどうか確認しないまま支払ってしまいました。

この支払いのおと複数業者からも請求が来るようになり、数社に2、3万ずつ支払い、合計で約30万円になりました。Aさんの母親が心配して生活と健康を守る会に相談し、「明細もはっきりしない請求を払う必要はない」とアドバイスを受け支払いを止めました。

その後も請求はきましたが、毅然と断りつづける」と請求の電話はこなくなりました。



丸テーブルを囲んで審理される小額訴訟の法廷はまるで会議室のようです(京都簡易裁判所)

「敷金を返してもらえない」

「不払い賃金を払って」

こんなとき手軽な

小額訴訟

ご存知ですか？

くらしに困ったときの援助制度

泣き寝入りせずに訴えた

30分で未払い賃金決着

Aさん(京都市、50代)は、長年働いた会社を数カ月前に退社しましたが、最後の1カ月分の給料30万円が支払われません。支払いを求めましたが会社は応じず、未払い給与と損害賠償金を含め40万円を求め小額訴訟を起こしました。裁判は、30分ほどで30万円がAさんに支払われることで終わりました。

Aさんは「時効も迫っていたので、小額訴訟という形で早く決着がつかしました」と喜んでます。

裁判前に敷金返る

2年前に保証金(礼金、敷金含む)40万円を支払いマンションの1室を借りたBさんは退去することにな

り、保証金の返還を求めましたが、返還額は2万3千円。Bさんは「部屋を故意に傷つけて使うことはなかった」と保証金全額返還を訴えましたが、家主側は「リフォーム代や礼金を差し引くと2万3千円しか残らない」と言い張りしました。

Bさんは保証金の一部30万円の返還を求め小額訴訟を起こしたところ、裁判前に家主側は30万円を支払いました。

敷金問題に詳しい京都借家借地人組合連合会の楠皓事務局長は、「敷金はリフォーム代などに使うことはできず、故意に損傷した場合でなければ返還されます。小額訴訟などを利用して、泣き寝入りせずに返還を求めてほしい」と話しています。

60万円以下のトラブル、1回で決着

小額訴訟は、最高額60万円以下の金銭支払いトラブルで、原則的に1回の審理で決着がつくことが特徴です。

小額訴訟する場合、裁判所で訴状の用紙をもらい作成します。具体的には、手数料として請求金額の1%が必要で、そのほかに郵便切手代(5000円程度)などが必要です。

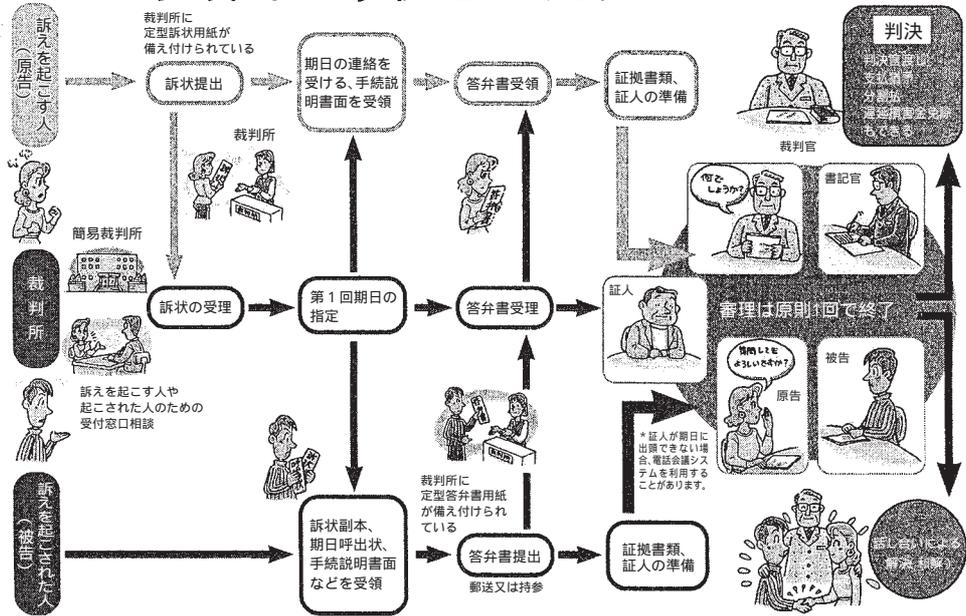
また、被告が通常の訴訟を求めれば少額訴訟による審理は行われません。(立花亮)

「敷金を返してもらえない」「不払い賃金を払ってほしい」。こんな困り事がある方は、手軽に始めることができる「小額訴訟」をご存知ですか。

注意点は当事者が複数であったり、争点が多岐に渡っていたり、鑑定や現場検証を必要とするものは向いていません。

また、有料になりますが、司法書士や弁護士に訴状の代筆の依頼や代理人として裁判に出てもらうことができます。

* 小額訴訟手続きの流れ *



小額訴訟事件の内訳(03年度京都簡易裁判所)

交通事故による損害66
 敷金54
 売買39
 賃金関係(給料支払いなど)35
 賃金(金の貸し借り)32
 請負24
 その他の損害24
 不当利益21
 その他64

京都司法書士会 京都市中京区柳馬場通夷川上ル5-2332-1 ☎075・241・2666

京都弁護士会 京都市中京区富小路通丸太町下ル ☎075・231・2378

京都簡易裁判所 京都市中京区築屋町 ☎075・211・4111

(最高裁判所事務局パンフより)

子ども2人でも優先入居

府営住宅



府営岩倉長谷
団地(左京区)

建設年度	団地名	所在地
68~70	岩倉長谷	左京区岩倉長谷町
66・67	桃山伊賀	伏見区桃山伊賀町
70~73	小栗栖西	伏見区小栗栖中山田町
76・77	北後藤	伏見区小栗栖北後藤町
78・79	洛西竹の里	西京区大原野東・西竹の里町
72~75、89	西大久保	宇治市大久保町平盛・巨椋
75・76	東佐山	久世郡久御山町佐山
77・79	下津屋	久世郡久御山町下津屋

8日から申し込み受け付け開始

府営住宅の空家を活用した多子世帯の優先入居はこれまで、国の基準で「子ども3人以上」が条件だった。しかし、昨年7月の募集から、府が単費で建設した「特別賃貸府営住宅」(一覽参照)は、今年最初の申し込み受け付けが行われます。

子ども2人でも優先入居できます。京都府では04年度から、府営住宅の入居に当たって、優先的に入居できる「多子世帯」の条件が3人から2人に緩和されました。子育て支援や府営住宅内の健全なコミュニティ確保のために、全京都生活と健康を守る会連合会などが要望してきたものです。8日からは、今年最初の申し込み受け付けが行われます。

(真下哲記者)

京生連の運動実る

子ども2人でも優先入居できます。京都府では04年度から、府営住宅の入居に当たって、優先的に入居できる「多子世帯」の条件が3人から2人に緩和されました。子育て支援や府営住宅内の健全なコミュニティ確保のために、全京都生活と健康を守る会連合会などが要望してきたものです。8日からは、今年最初の申し込み受け付けが行われます。

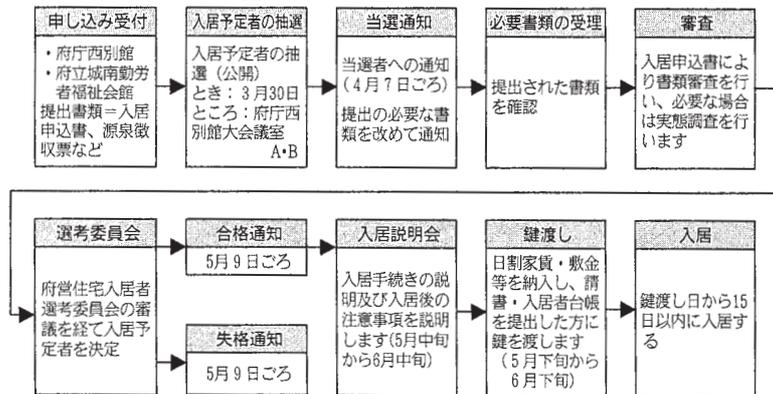
の入居について、多子世帯を「子ども2人以上」(多子世帯B)に条件緩和。さらに40歳未満の新婚世帯についても優先入居の対象としました。これによって、抽選倍率が一般募集(10数倍から50倍以上)と比べて低くなり、抑えられるとともに、一般募集への応募も同時に行えるため、入居しやすくなりました。

全京都生活と健康を守る会連合会(京生連)では、府営住宅の高齢化が進むも、子ども2人でも入居しやすくなることを目指しています。

「子ども2人以上」が条件だった。昨年7月の募集から、府が単費で建設した「特別賃貸府営住宅」(一覽参照)は、今年最初の申し込み受け付けが行われます。

【入居までの流れ】

3月募集の受付期間 05年3月8日～3月24日(土日祝を除く)
3月8日～11日=府立城南勤労者福祉会館
3月14日～24日=府庁西別館4階大会議室A・B



多子世帯・新婚世帯のほか、以下の世帯を対象にした優先入居があります。入居を希望される方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

区分	申し込み先	問い合わせ先
老人世帯	(市内に在住)	介護保険推進室管理・予防担当 TEL075・414・4573
母子世帯	→市区の福祉事務所	子ども未来家庭支援担当 TEL075・414・4582
父子世帯	(町村に在住)	
DV被害者	→府保健所(広域振興局健康福祉部)	保健福祉部社会参加担当 TEL075・414・4603
障害者世帯(重度・中度)	※DV被害者は下記	
長期結核療養者世帯	保健福祉部生活福祉室生活保護医療担当	TEL075・414・4557
原爆被爆者世帯	保険福祉部健康対策室疾病管理担当	TEL075・414・4736
外国人研究者、留学生	国際課企画係	TEL075・414・4312

※DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の申し込み先
京都市内在住→府婦人相談所 TEL075・441・7590
京都市以外に在住→府保健所(広域振興局健康福祉部)

(「京都民報」2005年3月6日号)

府営住宅は、亀岡市以南では府住宅供給公社において年6回程度、園部町以北では各土木事務所年2回程度の空家募集を行っており、新築住宅については、住宅の完成時期に合わせて募集を行っています。また、特定目的による優先入居の募集は、年3回あります。

高齢者・障害者の福祉制度

● 老人医療給付事業(府の制度)

老人の健康の保持と老後の明るい暮らしを得るため、老人が医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費自己負担額から老人保健法一部負担金相当額を控除した額を府と市町村が助成する制度。

- *対象者 65歳以上70歳未満の方。
- *所得制限 1. 本人及びその属する世帯の生計中心者が所得税を課せられていない方。
2. 次のいずれかに該当する老人で、本人及び扶養義務者の所得が、老齢福祉年金を受給できる額を超えない方。
 - (1) ひとり暮らし老人
 - (2) 老人世帯老人
 - (3) その他、市町村長が特に必要と認めた老人
- *申請手続 受給者証の交付は、居住地の福祉事務所、市役所、町村役場で。
- *給付の内容 老人保健医療制度(国の制度)と同じ。
 - ・京都府内の医療機関等で医療保険証と老人医療費受給者証を提示し受診した場合 現物給付(医療機関の窓口では老人保健法の一部負担金相当額を支払います。)
 - ・上記以外の受診 償還払い(医療機関の窓口で医療保険各法による自己負担金を支払い、領収書を市町村に提出して後日払い戻しを受けます。)

● 老人保健医療制度(国の制度)

- *対象者 1. 医療保険各制度の加入者で75歳以上の方。(ただし、平成14年9月30日現在で70歳以上の方については、引き続き対象)
2. 医療保険各制度の加入者で中程度以上の障害を有し、その障害の状態について市町村長の認定を受けた65歳以上75歳未満の方。
- *所得制限 なし。
- *申請手続 居住地の福祉事務所、市役所、町村役場で。
- *給付の内容 1. 健康保険の療養の給付(現物給付)及び療養費(現金給付)と同様。
2. 一部負担金
 - 一般...定率1割負担 一定以上所得者...定率2割負担
 - 外来 医療機関等の窓口での支払額が自己負担限度額を超えた場合、高額医療費として市町村から償還払い。
 - 入院 医療機関の窓口で自己負担限度額まで支払い。

自己負担限度額 (単位:円)

	一定以上所得者	一般	低所得2	低所得1
外来(個人ごと)	40,200	12,000	8,000	8,000
入院(世帯ごと)	72,300 + 1%	40,200	24,600	15,000

- *一定以上所得者: 課税所得124万円以上の方。ただし、世帯年収637万円(単身者450万円)未満で届出を行った方を除く。
- *低所得2: 世帯員全てが住民税非課税である方。
- *低所得1: 世帯員全てが住民税非課税で、各所得が必要経費等を差し引いたときに0円になる方。

(償還払いによる払い戻しの方法)

1ヵ月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、市町村の窓口で申請すれば、払い戻しを受けることができ、約2~3ヵ月後に、指定の金融機関の口座に振り込まれます。

● 府内市町村における介護利用料の減免

市町村名	減免の概要
向日市	訪問介護等の居宅サービス 減免されないと生活保護受給者となる市民税世帯非課税者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者（半額）
長岡京市	訪問介護等の居宅サービス 減免されないと生活保護受給者となる市民税世帯非課税者(全額)、市民税世帯非課税で生計困難者（半額）、短期入所介護利用者で市民税世帯非課税者（3/4）
八幡市、精華町	訪問介護等の居宅サービス 保険料第1段階の者（全額～半額）、保険料第2段階の者（1/3）
京田辺市	居宅サービス、施設サービス 市民税世帯非課税者（全額～半額）
大山崎町	訪問介護等の居宅サービス 減免されないと生活保護受給者となる町民税世帯非課税者（全額）、市民税世帯非課税者であって生計困難者（半額）
久御山町	訪問介護等の居宅サービス 居宅サービスの利用者全員（半額）
美山町	訪問介護 訪問介護利用者全員（10% 6%）
野田川町	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護 町民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、減免されないと生活保護受給者となる者、町民税世帯非課税で町長が認めた者（全額～半額）

● 府内市町村における介護保険料の軽減

1. 通常5段階の保険料を6段階に設定している市町村

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京丹後市、大山崎町、井手町、宇治田原町、木津町、精華町、南山城村、美山町、園部町、八木町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町、大江町、加悦町、伊根町、野田川町

2. 保険料を独自に減免している市町村

国制度の枠内	国制度の枠外
京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、京田辺市、長岡京市、久御山町、夜久野町	木津町（老齢福祉年金受給者の保険料相当額を一般財源で支給、15年度で2名が対象） 美山町（保険料第1段階・第2段階の者の保険料相当額の1/4を一般財源で支給、15年度で830名が対象）

(京都市の場合)

第2段階が 第1段階の保険料に (2,900円 1,933円/月)	第2段階（世帯全員が、住民税非課税）の方で 平成16年中の収入が次の金額以下の方 1人世帯120万円 2人世帯168万円 3人世帯216万円 さらに1人増えるごとに48万円加算 その他、世帯の預貯金額の限度等の条件があります
---	--

● 重度心身障害児(者)医療助成制度

重度心身障害児(者)が、医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額について、府と市町村が助成するもの。

- *対象者 65歳未満で、次のいずれかに該当する方。
 1. 身体障害者手帳1・2級所持者
 2. IQ35以下の知的障害児(者)
 3. 身体障害者手帳3級所持者で知的障害IQ50以下の重複障害者
- *所得制限 本人及び扶養する者の所得が、特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給できる額を超えないこと。
- *申請手続 受給者証の交付は、居住地の福祉事務所、市役所、町村役場で。
- *給付の内容
 - ・京都府内の医療機関等で医療保険証と福祉医療費受給者証を提示し受診した場合
現物給付(医療機関の窓口では支払不要)
 - ・上記以外の受診
償還払い(医療機関の窓口で一部負担金を支払い、領収書を市町村に提出して後日払い戻しを受けます。)

府内の市町村で、府制度に上乗せして助成しているところがあります。

● 重度心身障害老人健康管理事業助成

重度心身障害老人が、老人保健法による医療を受けた場合に、その健康管理に要する費用として老人保健法の一部負担金相当額について府と市町村が助成するもの。

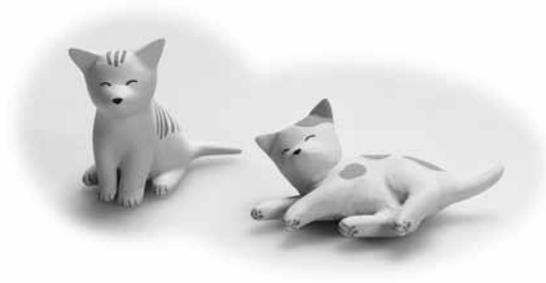
- *対象者 65歳以上の老人保健法の対象者で、次のいずれかに該当する方。
 1. 身体障害者手帳1・2級所持者
 2. IQ35以下の知的障害者
 3. 身体障害者手帳3級所持者で知的障害IQ50以下の重複障害者
- *所得制限 本人及び扶養する者の所得が、特別障害者手当を受給できる額を超えないこと。
- *申請手続 受給者証の交付は、居住地の福祉事務所、市役所、町村役場で。
- *給付の内容

老人保健法の一部負担金相当額

一般：定率1割負担
一定以上所得者：定率2割負担

 - ・京都府内の医療機関等で医療保険証と重障老人健康管理事業対象者証を提示し受診した場合
現物給付(医療機関の窓口では支払不要)
 - ・上記以外の受診
償還払い(医療機関の窓口で一部負担金を支払い、領収書を市町村に提出して後日払い戻しを受けます。)

府内の市町村で、府制度に上乗せして助成しているところがあります。



● 特別児童扶養手当

精神や身体に障害のある20歳未満の児童のいる家庭に支給されます。

1. 児童の障害程度と手当額

手当の等級	手当額	障 害 程 度
1 級(重度)	月額50,900円	おおむね身体障害者手帳の1級及び2級療育手帳の「A」判定を持っている方
2 級(中度)	月額33,900円	おおむね身体障害者手帳の3級及び4級の一部

ただし、内部障害の方や、療育手帳「B」判定を持っている方等は診断書により判定します。

ただし、次の場合は支給できません。

- (1) 所得が次の額以上の場合（所得制限）

(単位：円)

扶養親族等の数	本 人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0 人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1 人	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2 人	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3 人	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4 人	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5 人	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

- (2) 児童が児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。）
 (3) 児童が障害を理由として公的年金を受けることができる場合など

2. 申請について

申請は、住所地の市福祉事務所（京都市に住んでいる場合は各区役所）、町村役場を経由して行い、知事の認定を受けます。

3. 支給について

年3回（4月、8月、11月）郵便貯金口座に振り込みにより支給されます。

● 身体障害者の駐車禁止除外措置

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、歩くのが困難な方などは、公安委員会に申請書を提出し、審査を受けることにより、「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。



「無年金障害者」に特別給付金

4月から救済法施行

国民年金法で障害を持つ人に毎月支払われる障害基礎年金が受け取れない「無年金障害者」を救済する法律が、4月から施行されます。対象者には、月額4〜5万円の手当てが支給されます。受給するには市町村への申請が必要です。

12万人が年金を受け取れず

施行されるのは、「特定障害者」に対する特別給付金の支給に関する法律（無年金障害者救済法）（以下「無年金障害者」とは、日常生活

（西川政美記者）

加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害を持っていることが条件です。

申請する必要を周知徹底

該当する人は居住地の市区町村役場に申請が必要です。申請後、社会保険事務所での障害認定審査などを受け、給付が決定されます。

すべての障害無年金者の救済を！
特別障害給付金 110番

05年2月1日（火）～5日（土）
075-55-110



京障連は電話相談などを行い、「該当者は申請を忘れないで」と呼びかけています（1日）

今回の給付金支給対象は、1991年3月以前の国民年金任意加入対象であった「学生」と、1986年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者である「主婦」など、ちも国民年金に任意

特別障害給付金の手続き

支給額

- ・1級：月額5万円。
 - ・2級：月額4万円。
- ※支給額は、毎年度自動物価スライドにより変動する。
※所得によって支給制限となる場合があります。

窓口

- ・住所地の市区町村役場。
- ・障害認定等の審査、支給事務は、社会保険事務局（庁）で行う。

給付金受給の請求受付開始日

05年4月1日から開始。

留意点

- ・給付金の支給は、請求のあった月の翌月から行い、請求が遅れた場合はさかのぼって支給されないため障害認定に必要な添付書類がそろわない場合でも4月中に窓口で請求書を提出すること。
- ・障害認定に時間がかかる場合があり、支給決定まで数カ月必要で、支給決定すれば請求書の受付月の翌月までさかのぼって支給する。

「学生」「主婦」ら2万4千人

1日から5日まで「特別障害給付金110番」の電話相談などを実施した京都障害者の生活と権利を守る会（京障連）は、申請もれがないようと呼びかけています。



救済の坂井 人の救済を訴える坂井さん（右）

困難な障害者には不十分な救済措置といえます。昨年の

給付金は、無年金障害者の多くが就職できず、老齢な親に扶養されているという困難な生活実態を改善する上で積極的な役割を果たすもので、受給者が求められています。

給資格のあるすべての人に行き渡るように周知徹底を求めています。

全ての「無年金障害者」の救済を

人は、対象外となってしまう。また、給付金は、障害基礎年金の3分の2以下と低額で、生活が

今回の「無年金救済法」の受給対象とは、国民年金加入が任意だった人に限られ、在日外国人や加入が義務付けられた

「無年金障害者」の救済を、京区一は、障害年金の不支給決定取消しと国家賠償を求めて京都地裁に提訴している同京都訴訟原告の坂井一裕さん（左）

子どもと女性の福祉制度

● 児童手当

小学校第3学年修了までの児童を養育している方で、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得が一定額未満の場合に受けられます。

1. 手当額

第1子及び第2子分については、各々月額5,000円、第3子以降分については、月額10,000円。

2. 所得制限

養育する人の所得が、次の額以上の場合は、支給されません。

扶養親族および児童数	特例給付・被用者(給与所得者など)	児童手当・被用者以外の人(自営業など)
0人	4,600,000円	3,010,000円
1人	4,980,000	3,390,000
2人	5,360,000	3,770,000
3人	5,740,000	4,150,000
4人	6,120,000	4,530,000
5人	6,500,000	4,910,000

3. 申請について

住所地の福祉事務所、町村役場に申請し、市町村長の認定を受けます。公務員は、それぞれの勤務先に申請。

4. 手当の支払いについて

年3回（6月、10月、2月）市町村から支給されます。公務員は、それぞれの勤務先から支給されます。

● 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで（中・重度の障害のある場合は20歳未満）の児童のいる家庭の母親又は母親にかわって児童を養育している方に、所得に応じて支給されます。

1. 対象となる児童

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父が死亡した児童
- (3) 父が重度の障害の状態にある児童
- (4) 父の生死が明らかでない児童
- (5) 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が婚姻によらないで出産した児童
- (7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

次の場合は支給されません。

- (1) 母又は養育者が、公的年金、遺族補償を受けることができる場合（ただし、老齢福祉年金は除く）
- (2) 児童が児童福祉施設等に入所している場合（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）
- (3) 児童が父母の死亡による公的年金を受けとることができたり、父の公的年金の加算対象となっている場合
- (4) 母が婚姻した場合（事実上婚姻関係と同様の状態を含む）など
- (5) 手当の支給要件に該当するようになった日から起算して、平成15年4月1日までに5年を経過しているとき

2. 手当額 — 母と子ども1人の家庭(扶養人数1人)の例

- (1) 年間収入130万円未満...月額41,880円
- (2) 年間収入130万円以上365万円未満...月額9,880円～41,870円
加算額：2人目5,000円 3人目以降3,000円

3. 申請について

住所地の町村役場に申請し、知事の認定を受けることが必要（市に住んでいる人は、市長の認定）。

4. 手当の支払について

年3回（4月、8月、12月）口座振替の方法によって支給されます。

●乳幼児医療助成制度

小学校就学前までの乳幼児が医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について、府と市町村が助成するもの。

京都府・京都市の助成制度（03年9月～）

入院		<input checked="" type="checkbox"/> は、月200円（1医療機関につき）の窓口負担のみ <input type="checkbox"/> は、いったん3割分を窓口で支払い、合計額が月8,000円を超えた場合（複数医療機関で受診した場合は合算）、領収書などをそえて役所に届け、8,000円を超えた部分の払い戻しを受けます。
通院		
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">0歳～2歳</div> <div style="text-align: center;">3歳～小学校就学前 (拡大された部分)</div> </div>	

府制度に上乗せ助成している市町村は30自治体に(05年4月現在)

高校卒業まで助成	2	園部町、八木町
中学卒業まで助成	8	八幡市、加悦町、岩滝町、伊根町、野田川町、和知町、瑞穂町、日吉町
小学校卒業まで助成	1	京丹後市
就学前まで助成	19	美山町、丹波町、三和町、夜久野町、大江町、宮津市、京田辺市、大山崎町、精華町、井手町、宇治田原町、城陽市、久御山町、山城町、木津町、加茂町、和束町、笠置町、南山城村
京都府の制度	8	京都市、向日市、長岡京市、宇治市、亀岡市、綾部市、福知山市、舞鶴市

ただし、八幡市は通院4歳未満まで

●入院助産制度

経済的理由で入院によるお産ができない人で、一定の条件にあった人が、安い費用でお産ができる制度。

- *対象者 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の人。
健康保険など医療保険の出産に関する給付が30万円未満で、前年の所得税額が16,800円以下の人。
- *手続き 福祉事務所か役所に申請します。印鑑と前年分課税証明書、母子手帳が必要。
- *費用 一部負担...所得に応じた一部負担があります。(市町村民税非課税世帯で2,200円)
加算金...社会保険から出産給付があるときは、市町村民税非課税世帯で出産給付の2割、それ以外で3割～5割が一部負担に加算されます。

(入院助産が受けられる助産施設)

市立福知山市民病院 / 市立舞鶴市民病院 / 舞鶴医療センター / 綾部市立病院 / 宇治病院 / 太田病院 / 済生会京都府病院 / 関西医科大学附属男山病院 / 公立山城病院 / 公立南丹病院 / 京都府立医科大学付属病院 / 京都第二赤十字病院 / 日本バプテスト病院 / 京都民医連中央病院 / 京都市立病院 / 富田産婦人科病院 / 京都通信病院 / 京都第一赤十字病院 / 第二足立病院 / 京都医療センター / 武田総合病院 / 洛和会音羽病院 / 京都桂病院

● 不妊治療費の助成制度

1. 不妊治療給付事業助成制度

- (1) 助成対象となる治療 排卵誘発剤の投与等、医療保険が適用される不妊治療
- (2) 助成対象者
京都府内の市町村に1年以上居住している夫婦（事実婚の方も対象）
各種医療保険に加入されている方
- (3) 助成内容
医療保険の自己負担額の1/2
ただし、1年度（4月1日～翌年3月31日まで）の診療について上限3万円
助成回数や助成期間は制限なし
- (4) 申請手続
助成金交付申請書及び医療機関の証明書を市町村担当課に提出。受診後、1年以内に申請することが必要。

2. 特定不妊治療費助成制度

- (1) 助成対象となる治療 体外受精、顕微授精（特定不妊治療）
- (2) 助成対象者
京都府内に居住している戸籍上の夫婦
府が指定した医療機関（府外の医療機関も対象）で特定不妊治療を受けられた方
夫及び妻の前年の所得の合計額が650万円未満である方
- (3) 助成内容
1年度当たり上限10万円。通算2年間
- (4) 申請手続
次の書類を市町村担当課又は府の保健所に提出。
助成事業申請書
医療機関の証明書
医療機関発行の領収書
住民票（住民票で夫婦であることが確認できない場合は戸籍抄本）
夫及び妻の所得（課税）証明書

● 母子家庭医療助成制度

母子家庭の児童及び母親が、医療機関で受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担について、府と市町村が助成するもの。

- * 対象者 母子家庭（母子及び寡婦福祉法第6条第1項）の満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその母親
- * 所得制限 母子家庭の主たる生計維持者の所得が、平成9年度における児童扶養手当法第10条（同施行令第2条の4第4項）に規定する額を超えないこと。

扶養親族が1人	646万5千円
扶養親族が2人	667万8千円
扶養親族が3人	689万1千円

- * 申請手続 受給者証の交付は、居住地の福祉事務所、市役所、町村役場で。
- * 給付の内容
 - ・京都府内の医療機関等で医療保険証と福祉医療費受給者証を提示し受診した場合
現物給付（医療機関の窓口では支払不要）
 - ・上記以外の受診
償還払い（医療機関の窓口で一部負担金を支払い、領収書を市町村に提示して後日払い戻しを受けます。）

● DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害を受け相談したいときは

配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者や元配偶者を含む。)や恋人など親密なパートナーから暴力を受けた女性の相談については、配偶者暴力相談支援センター及び各府保健所の婦人相談員が無料で相談に応じるほか、女性総合センターでは、専門相談員による「DVサポートライン」を設けています。

また、配偶者暴力相談支援センターでは、被害者に対してカウンセリングを行ったり、身の安全を確保するため一時保護し、生活に必要な様々な情報や保護命令に関する情報を提供しています。

相談の内容や個人のプライバシーに関する秘密は守られますので、安心してご相談ください。

(京都府内のDV問題相談所)

京都府配偶者暴力相談支援センター(府婦人相談所)	075-441-7590
京都府女性総合センターDVサポートライン	075-692-3228
ウィングス京都(京都市女性総合センター内、女性への暴力相談)	075-212-7830
京都府警察総合相談室(府警本部)	075-441-8580 075-414-0110(#9110)
女性の人権ホットライン(京都地方法務局人権擁護課)	075-231-2014
福知山市女性相談	0773-24-7022
舞鶴市教育委員会社会教育課	0773-66-1073
舞鶴市女性センター	0773-65-0056
綾部市女性相談	0773-42-3280(内線384)
宇治市女性のための相談(宇治市男女共同参画支援センター)	0774-39-9379(相談予約専用)
亀岡市働く女性の家(亀岡市総合福祉センター)	0771-24-0294
向日市女性の相談室	075-931-1144
長岡京市女性の相談室	075-955-9609
城陽市女性相談	0774-56-4001
城陽市女性電話相談	0774-56-5076
八幡市女性相談	075-983-1111(内線297)
京田辺市女性の相談室	0774-64-1309
久御山町女性のための相談(久御山町社会教育課)	075-631-9980
(社)京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830
ウィメンズカウンセリング京都	075-222-2133

● 児童虐待など、子どものことで相談したいときは

児童相談所では、次のような相談を受けています。専門の職員が指導や助言を行い、相談の秘密は守られます。

1. 父母の病気・死亡・離婚などにより養育が困難になっている子どもについて
2. 発達の遅れ、言葉や聞こえの問題、視覚障害や身体が不自由な子どもについて
3. 落ち着きがない・友達と遊べないなど性格上心配のある子どもについて
4. 登校を嫌がる・学校を休みがちな子どもについて
5. 家出・乱暴・触法行為(窃盗・万引きなど)のある子どもについて
6. 育児や子どもの虐待に関すること
7. その他、療育手帳判定、里親に関すること

京都府宇治児童相談所 ☎0774-44-3340

京都府京都児童相談所 ☎075-432-3278

京都府福知山児童相談所 ☎0773-22-3623

なお、京都市内の方は、次のところで相談してください。

京都市児童相談所 ☎075-801-2929

(その他の相談窓口)

各市の福祉事務所に設置されている「家庭児童相談室」、市町村が保育所等に設置する「地域子育て支援センター」、児童養護施設舞鶴学園に設置されている「中丹こども家庭センター」

●府立高校授業料減免

- *趣旨・目的 教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高校に在学する生徒の修学を援助する。
- *対象者 次のいずれかに該当する者で、かつ、修学意欲がおう盛であるもの
1. 保護者が生活保護法による保護を受けている者
 2. 経済的事情により、授業料の納入が困難な者（属する世帯の所得が生活保護基準の約1.5倍以下）又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者
 3. 災害により著しく生活が困難になった者
 4. 以上のほか、教育上特に免除する必要があると認められる者
- *免除額
- | | | |
|----------|---------------|----------|
| (全日制) 年間 | 平成15年～16年度入学生 | 111,600円 |
| | 平成17年度入学生 | 115,200円 |
| (定時制) 年間 | 平成14年～16年度入学生 | 13,800円 |
| | 平成17年度入学生 | 14,400円 |
- *申請時期 一次申請：4月中旬（生活保護受給世帯のみ）
二次申請：6月中旬（以降は随時受付）
- *申込先 府立高等学校

京都市立高校授業料についても、同様の免除制度があります。

●私立高校生徒の学費軽減補助

- *趣旨・目的 私立高等学校に在籍する生徒の学費負担者の教育費負担を軽減する。
- *対象者 次のいずれにも該当する者
1. 京都府及び大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県の私立高等学校（全日制、定時制）並びに京都府の私立高等学校（通信制）に当該年度の10月1日現在在籍している者
 2. 学費負担者（主たる生計者のみ）が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が711万円以下（年収1,200万円以下）である者
- *支給額 年間44,000円（通信制17,000円）
ただし、学校へ実際に支払う授業料の年額から京都府立高等学校授業料年額相当額を差し引いた額が44,000円（通信制17,000円）未満の場合は、その差額
- *申請時期 9月～10月頃
- *申込先 私立高等学校

●過疎地域等に居住する高校生の通学費補助

- *趣旨・目的 過疎地域等から通学する高等学校生徒の通学に要する経費の保護者負担を軽減し、教育の機会均等を図る。
- *対象者 次のすべてに該当する者
1. 通学費負担者が京都府内に居住し、生徒が府内の公立高校又は私立高校に通学する者
 2. 通学費負担者の前年の所得金額が所得基準額に満たない者
 3. 生徒の交通機関利用距離が片道15km以上で、かつ1箇月の定期券購入費が22,100円を超える者
- *支給額
1. 該当者が1人の場合 $(1 \text{ 箇月定期代} - 22,100 \text{ 円}) \times 1 / 2$
 2. 該当者が2人の場合 1人分につき $(1 \text{ 箇月定期代} - 16,500 \text{ 円}) \times 1 / 2$
- *申請時期 原則6～7月（年度途中で対象となった場合はその都度）
- *支給時期 9月及び2～3月に、それぞれの当該月分までを支給
年度途中の申請のときは、申請日の翌月分からの支給となる
- *申込先 高等学校

府内の市町村で、府制度に上乗せして補助しているところがあります。

● 高等学校等修学資金

- *趣旨・目的 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学資金を貸与（無利子）することにより、教育の機会均等を図り、社会の発展に寄与する人材の育成に資する。
- *対象者 次のいずれにも該当する者
1. 親権者等が府内に住所を有すること。ただし、貸与を受ける者が成年であるときは、貸与を受けるものが府内に住所を有していること
 2. 高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）又は高等専門学校に在学すること
 3. 勉学意欲があると認められること
 4. 経済的理由により修学が困難（属する世帯の所得が基準額以下）であると認められること
 5. 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと
- *貸与額
- | | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|-----|---------------|---------------|
| 国公立 | 18,000円以内 / 月 | 23,000円以内 / 月 |
| 私立 | 30,000円以内 / 月 | 35,000円以内 / 月 |
- *申請時期
- ・次年度進学希望の中学3年生等（予約申請）：6月～12月
 - ・新入学生（貸与申請）：4月～5月中旬（予約による貸与予定者は4月末まで）
- *連帯保証人 1名
- *返済期間 貸与の終了した月（返還の猶予があったときは、その期間が終了した月）の翌月から、貸与を受けた金額に応じて最長20年以内
- *申込先 予約申請：中学校 入学後又は在学中の申請：高等学校又は高等専門学校

● 高等学校奨学金の支給

- *趣旨・目的 教育の機会均等の趣旨にのっとり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の子の高等学校への進学を促進するとともに、世帯の自立助長を図る。
- *対象者 京都府内（京都市を除く）に居住する者で、次のいずれかに該当する者
1. 生活保護法による被保護世帯の子
 2. 市町村民税非課税世帯の子で、以下の世帯に属する者
 - (1) 母子世帯 (2) 父子世帯 (3) 児童世帯 (4) 身体障害者世帯
 - (5) 長期療養者世帯 (6) 知事が特別に認めた(1)～(5)に準ずる世帯
- *支給額
- | | | 奨学金 | 入学支度金 |
|-----|---------|----------|----------|
| 国公立 | 全日制・定時制 | 月14,000円 | 63,000円 |
| | 高専 | 月16,000円 | |
| 私立 | 全日制 | 月33,000円 | 178,000円 |
| | 定時制 | 月24,000円 | 137,000円 |
| 通信制 | | 月9,000円 | 45,000円 |
- *申請時期
- | | |
|----------------|------------------------------------|
| [生活保護世帯の子] | 第1次申請：2月 以降は随時 |
| [市町村民税非課税世帯の子] | 第1次申請（新1年生のみ）：2月
第2次申請：6月 以降は随時 |
- *申込先 府保健所又は広域振興局

京都市では、市民税非課税世帯で高校生のいる方に、月12,000円の高校生奨学金が支給されます。

(生活保護世帯については、2005年度から高校就学費用が生活保護の給付対象に)

		変更後	変更前
公立高校	奨学金	生活保護制度へ移行(現行水準が確保)	14,000円 / 月
	支度金	生活保護制度へ移行(現行水準が確保)	63,000円 / 年
私立高校	奨学金	19,000円 / 月	33,000円 / 月
	支度金	110,000円 / 年	178,000円 / 年

● 母子家庭奨学金の支給

京都府内（京都市を除く）に居住する母子家庭の母が次の対象児童を養育しているとき支給されます。毎年度申請が必要です（4月から受付）。年度途中の申請は支給額が減額となります。

対象児童		児童1人あたり年額
奨学金	乳幼児	11,000円
	小学生	21,500円
	中学生	43,000円
	高校生	64,000円
高等学校入学支度金		35,000円

* 申請書類

申請書

支給対象者であることの証明

：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明及び市町村長の証明

在学証明

：学校長の証明

● 交通遺児奨学金等の支給

* 申請期限及び支給時期等

区分	支給申請額年額	申請期限	支給期日
交通遺児奨学金等	乳幼児	5月末日（年度途中で支給事由が発生したときは随時）	7月末日（年度途中で支給事由が発生したとき又は申請期限後に申請があったときは申請があった日の属する月の翌月の末日）
	小学生		
	中学生		
	高校生		
高等学校入学支度金	35,000円		

ただし、6月1日以降に申請があったとき、又は年度途中において支給事由が発生したとき、小学生、中学生及び高校生に係る交通遺児奨学金等については、申請があった日の属する月の翌月からの支給となり、高等学校入学支度金については支給されません。

* 申請方法

- ・ 次の順序のとおり(1)、(2)、(3)で証明をもらって、広域振興局又は交通対策課に提出を。
- ・ 死亡届書及び交通事故証明書等を添付する場合は、(1)の証明は省略することができます。
- ・ 乳幼児については、(2)の証明は必要ありません。

(1)地区民生・児童委員の証明 (2)学校長の証明 (3)市町村長の証明 (提出)

● 技能修得資金・入所支度金

* 趣旨・目的

経済的理由により技能の修得が困難な者に対し、技能修得資金を支給することにより、世帯の自立更生を図る。

* 対象者

京都府内（京都市を除く）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子（満20歳に達する日以降の最初の3月31日までに施設に入所する子）が、中学または高校を卒業後、引き続いて技能修得施設に入所する場合で、次のいずれかに該当する者

1. 生活保護受給世帯の子
2. 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子
(属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内)

* 支給額

施設の種別	技能修得資金	入所支度金
公共職業能力開発施設(府立京都高等技術専門校等)	5,000円/月	55,000円
看護学校(看護専門学校等)	13,000円/月	
高校形態(奈良高等専修学校等)	21,000円/月	
実技学校(各種専門学校・専修学校等)	24,000円/月	

* 申請時期

- ・ 1次申請：3月中旬
- ・ 2次申請：4月中旬（以降は随時受付）

* 申込先

府保健所又は広域振興局

府内の生活相談所

京都市内

左京区生活相談所	075-781-6622	南区生活相談所	075-681-5444
東山区生活相談所	075-551-2244	北区生活相談所	075-451-7444
山科区生活相談所	075-595-8342	上京区生活相談所	075-813-2117
右京区生活相談所	075-315-1484	中京区生活相談所	075-811-7065
西京区生活相談所	075-392-3546	伏見区生活相談所	075-621-6717
下京区生活相談所	075-343-4634		

京都府内

洛南地区委員会	0774-22-5251
山城地区委員会	0774-63-3702
乙訓地区委員会	075-954-5166
口丹地区委員会	0771-24-1001
中丹地区委員会	0773-22-5506
舞鶴地区委員会	0773-65-4050
与謝地区委員会	0772-22-5137
丹後地区委員会	0772-62-1159

府・市町村議員

京都府議会議員

左京区	梅木 紀秀	075-781-1368	右京区	加味根史朗	075-311-2955	中京区	原田 完	075-461-3247
	光永 敦彦	075-752-9200	下京区	西脇 郁子	075-343-5929	伏見区	松尾 孝	075-601-6863
山科区	本庄 孝夫	075-592-1182	南区	山内 佳子	075-921-0742		久守 一敏	075-643-7314
右京区	島田 敬子	075-872-6807	北区	新井 進	075-493-8301	宇治市・久御山町	前窪義由紀	0774-22-6864

京都市議会議員

左京区	山本 正志	075-771-3625	右京区	岩橋ちよみ	075-872-9202	北区	玉本なるみ	075-723-3689
	樋口 英明	075-712-6493	西京区	妹尾 直樹	075-332-4109	上京区	蔵田 共子	075-464-3957
	加藤 あい	075-712-0104		河合 葉子	075-392-0820	中京区	倉林 明子	075-801-2530
山科区	北山 忠生	075-501-6197	下京区	山中 渡	075-361-3433	伏見区	佐藤 和夫	075-603-6369
	宮田絵里子	075-502-1760	南区	藤井 佐富	075-681-2992		西野佐知子	075-571-5731
右京区	藤原 冬樹	075-871-1419		井上 健二	075-691-3323		赤阪 仁	075-631-7505
	加藤広太郎	075-802-2194	北区	井坂 博文	075-411-8693			

府内の市町村議員

宇治市	水谷 修	0774-22-5831	精華町	鈴木 秀行	0774-73-6810	瑞穂町	坂本美智代	0771-86-0665
	川原 一行	0774-43-6735		松田 孝枝	0774-93-2249	和知町	片山 和次	0771-84-1656
	向野 憲一	0774-43-6709	南山城村	青山まり子	07439-3-0426	福知山市	仲林 清貴	0773-22-7903
	宮本 繁夫	0774-23-7502		柴垣 紀行	07439-3-0803		足立 進	0773-22-9493
	帆足 慶子	0774-31-6650	向日市	大橋 満	075-921-4415		渡辺 麻子	0773-20-5424
	山崎 恭一	0774-32-6558		松山 幸次	075-934-0886	綾部市	堀口 達也	0773-42-3804
	中路 初音	0774-33-5004		丹野 直次	075-922-3318		渡辺 洋子	0773-42-6142
	坂本 優子	0774-21-1784		山田千枝子	075-921-7856		搦頭久美子	0773-42-9558
城陽市	奥村 守	0774-53-4158		北林 重男	075-934-0922		山口 昭雄	0773-42-3532
	山本 淑子	0774-55-4931		和田 廣茂	075-922-0700		吉崎 久	0773-42-7574
	西 泰広	0774-53-4228		中島鐵太郎	075-922-6916	三和町	吉見 純男	0773-58-3105
	飯田 薫	0774-54-1926		常盤ゆかり	075-932-5300		細見 和巳	0773-58-3251
	語堂 辰文	0774-53-3389	長岡京市	藤本 秀延	075-953-4547	夜久野町	中島 英俊	0773-38-0032
	若山 憲子	0774-52-4399		平山 功	075-953-1073		衣川 利章	0773-37-0652
久御山町	三宅 美子	0774-44-6431		浜野 利夫	075-953-2901	大江町	井上 義治	0773-56-0891
	巽 悦子	0774-44-0053		瀬川 光子	075-952-3993		大槻富美子	0773-57-0123
八幡市	森下 由美	075-981-8331		武山 彩子	075-953-4302		高宮 泰一	0773-56-0223
	松島規久男	075-983-2987	大山崎町	小椋 晃	075-957-0556	舞鶴市	近藤 一真	0773-62-2375
	巖 博	075-982-9663		堀内 康吉	075-957-6315		尾崎 裕史	0773-76-5936
	山本 邦夫	075-982-8844		安田久美子	075-957-4648		小杉 悦子	0773-83-0714
	亀田 優子	075-982-1277		立野 満代	075-957-2724		伊田 悦子	0773-63-6557
京田辺市	塩貝 建夫	0774-62-3710		渋谷 進	075-956-3412	宮津市	福井 愿則	0772-22-0337
	井上 薫	0774-62-1006		矢引 亮介	075-957-2241		宇都宮和子	0772-27-0305
	水野 恭子	0774-63-3644	亀岡市	山木 潤治	0771-23-0105		馬谷 和男	0772-22-2161
	増富理津子	0774-65-5150		立花 武子	0771-23-5986	加悦町	伊藤 幸男	0772-42-7393
	青木綱次郎	0774-63-3883		田中 豊	0771-23-1426		和田 順一	0772-42-7172
井手町	谷田 操	0774-99-4048		並河 愛子	0771-23-3871		井上 尋彰	0772-42-2910
宇治田原町	安本 修	0774-88-2632		苗村 活代	0771-24-3733	岩滝町	太下慶次郎	0772-46-3239
	今西久美子	0774-88-3302	美山町	今井 崇	0771-77-0260		畠山 伸枝	0772-46-4413
	山本 泰子	0774-88-3113		木戸 敏雄	0771-75-1377		下森 孝行	0772-46-4819
山城町	大西 徳男	0774-86-3863		菅生 守	0771-75-0659	伊根町	大谷 功	0772-32-1085
木津町	森岡 譲	0774-72-4417	園部町	野村 健	0771-62-3586		石井 清英	0772-33-0959
	宮嶋 良造	0774-73-0920		大西 一三	0771-65-0170		芦原サカ江	0772-32-0088
	山田 清子	0774-72-8834	八木町	麻田恵美子	0771-42-2664	野田川町	野村 生八	0772-42-7436
加茂町	岩田 君子	0774-76-3603		水口 勲	0771-42-2409		小山 勝	0772-43-0205
	中谷 宗平	0774-76-5830	丹波町	藤田 克己	0771-82-1412		近江 容子	0772-42-0446
	村城 恵子	0774-76-6422		東 まさ子	0771-82-1764	京丹後市	森 勝	0772-72-1761
笠置町	福本 宗雄	0743-95-2227		今西 孝司	0771-83-0908		平林智江美	0772-65-3663
和束町	岡本 正意	0774-78-2227	日吉町	船越 嘉次	0771-72-0339		松田 成溪	0772-82-0755
精華町	坪井 久行	0774-93-1791		前田 定夫	0771-73-0433			
	佐々木雅彦	0774-93-1863	瑞穂町	軽尾 勇	0771-87-0233			